

この「ご案内」は、令和3年9月17日付、事業主様宛に送付したものです。

オンライン資格確認に係る個人番号提出のお願い

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

また、日頃より個人番号の届け出にご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和3年10月よりオンライン資格確認（※）が本格運用予定となります。従来より、健保組合への個人番号（マイナンバー）の届け出が必須となっておりますが、事業主様から届け出がない状態で、被保険者や被扶養者が医療機関等へ行ったときに、マイナンバーカードや保険証を提示してもオンライン資格の確認ができず、窓口でトラブルにつながりかねません。

つきましては、このような事態をなくすためにも、未だ個人番号を健保組合へ届け出されていない、または国外に滞在されていた方が日本国内に転入して個人番号が付番されたときは速やかに届け出をお願いします。

なお、個人番号提出の必要性やマイナンバーカードによるオンライン資格確認について従業員様への説明や当組合に寄せられたお問い合わせをまとめたFAQを作成しましたのでご参考にしてください。

（※）オンライン資格確認・・・マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、医療機関や薬局の窓口において、オンラインで資格情報の確認ができることです。（利用できる医療機関・薬局は順次拡大される予定です）